

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目1番2号
株式会社 三栄コーポレーション
代表取締役 小 林 敬 幸
社 長

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」（3頁）に従いまして、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階 北斎
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報告事項 1. 第69期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
第3号議案 監査等委員でない取締役に対する特定譲渡制限付株式交付のための報酬決定の件
第4号議案 監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式交付のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. ご来場に際してのお願い

- 開会（午前10時）間際は、会場受付が大変混雑しますので、お早めにご来場ください。
- 大きなお荷物（キャリーバックなど）をお持ちの方は、会場受付付近のクロークをご利用ください。
- 当日のご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人（議決権を有する株主様）の方1名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ご出席いただいた株主様には、お帰りの際にお土産をご用意しております。なお、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人に対し1つとさせていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

2. ウェブサイト掲載のご案内

- 株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。監査等委員会および会計監査人は、ウェブサイトに掲載されている事項も監査しております。
 - ① 連結注記表
 - ② 個別注記表
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト http://www.sanyeicorp.com/

3. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類（43～54頁）をご検討の上、議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会開催日時・会場

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時

第一ホテル両国
5階 北斎

※末尾の会場ご案内図を
ご参照ください。

受付開始予定時刻：午前9時

株主総会にご出席いただけない株主様

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

※各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

行使期限

平成30年6月27日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

※行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早目にご投函くださいますようお願いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

●賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
●否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

インターネットで議決権を行使される場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年6月27日（水曜日）
午後5時30分受付分まで

詳細は4～5頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

議 決 権 行 使 書		株主番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	議決権の数	XX 個																				
〇〇〇〇	御中	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																							

××××年 ×月××日																									
〇〇〇〇〇〇〇〇																									
		(切取線)																							
		1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____																							
		スマートフォン 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード																							
		〇〇〇〇〇〇〇〇																							

4. インターネットによる議決権行使のご案内

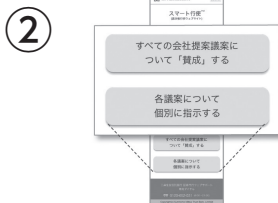
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによ
ってのみ可能です。スマートフォンとパソコンでご利用いただけます。携帯電話専用サイトは開設しておりませ
んのでご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

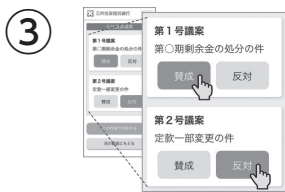
(1)スマートフォンでの議決権行使の手順



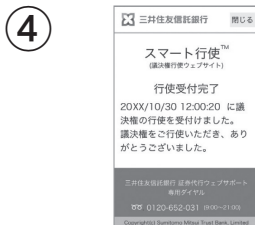
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読
み取ります。



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



画面の案内に従って
各議案の賛否をご入力ください。



確認画面で問題がなければ
「この内容で行使する」ボタンを
押して議決権行使完了！

議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容
を変更される場合は、再度QRコードを
読み取り、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」「パスワード」を
ご入力いただく必要があります（パソ
コンから、議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>へ直接アクセ
スして行使いただくことも可能です）。



(2)パソコンでの議決権行使の手順

1

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス！

2

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック！

3

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック！

▶▶ 以降は画面の入力案内に従って賛否ご入力ください。

ご留意事項

- ※複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、ご投函された議決権行使書用紙の到着とインターネットによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が引き続き高水準で推移し、雇用・所得環境の改善により、個人消費にも持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。

こうした状況下、当社グループにおいては、2018年3月期を初年度とする3か年の中期経営計画を策定し、安定的に20億円以上の経常利益を達成するための投資を積極的に行うとの経営目標のもと、「新たなチャレンジ」として、OEM事業においては、国内外を含めた新規取引先の開拓や拡大に注力すること、また、売買仲介型から事業投資型へとさらに軸足を移すことで商権維持をより強固にするとともに収益確保の多様性を求めること、一方で、継続的にオペレーションコストの低減を図り価格訴求力をさらに高めること、また、ブランド事業においては、本質において秀逸な製品のみを厳選して取り扱うことを基本としつつ、M&Aや事業譲渡等により、多層的なブランドポートフォリオの構築を目指すとともに、既存の国内販売会社は市場環境に応じた戦略的なマーケティングに基づくブランドの認知度向上と販売力強化を目指すことといたしました。

しかしながら、当連結会計年度のOEM事業は、新規取引先の開拓は進めているものの、業績に影響を与えるほどには至っておらず、また、既存取引先においても、製品ライフサイクルが成熟期を迎えた商品の比率が高まったため売上増に結びつかなかったことや、市場での競争激化により利益率を落としたことを主因に前期比減収減益となりました。特にネットビジネスの拡大が著しい北米に関しては、当社グループの主たる取引先が従来型の店舗を持つ業態であることから、当社グループのビジネスにも大きな影響がありました。

一方、ブランド事業では、新たにドイツの老舗テーブルウェアブランド「Villeroy & Boch (ビレロイ アンド ボッホ)」の取扱いを始めることができたものの、ドイツのコンフォートシューズブランド「B I R K E N S T O C K (ビルケンシュトック)」のブームが一段落したこと、プレミアム・カジュアルバッグブランド「K i p l i n g (キプリング)」は並行輸入品が想定以上に市場に出回ったこと、また、ドイツの家庭用品ブランドである「WMF (ヴェーエムエフ)」等の販売代理店契約がブランドホルダーの意向で他社に移ったこと、さらには、新規自社ブランドである業務用キッチン家電の「M U L T I C H E F (マルチシェフ)」については商品開発の遅延等悪材料が相次いだことなどから、ブランド事業全体で減収減益となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高につきましては、前期比10.2%減少の446億9千2百万円となりました。

利益面につきましては、売上総利益率は改善したものの、売上高が減少したことから、売上総利益は前期比10億7千5百万円減少の128億8千3百万円となりました。営業利益につきましては、販管費が前期比減少したものの、前期比10億2千1百万円減少の16億8千3百万円となりました。経常利益につきましては、為替予約の実現益の計上はありましたが、前期比6億3百万円減少の18億3千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、自社倉庫に係る土地の時価下落に伴う減損や国内関係会社の店舗設備に係る減損などの特別損失により、前期比5億9千5百万円減少の8億3千2百万円となりました。

セグメント別でみた業績は次のとおりです。

（家具・家庭用品事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比16.0%減少の230億5千3百万円となりました。OEM事業では、ネットビジネスの拡大が著しい北米向けをはじめとして、家具・家庭用品ともに売り上げが減少しました。ブランド事業においても、家具・インテリアのネットショップ「MINT（ミント）」の売り上げは伸長しましたが、「WMF（ヴェーエムエフ）」等を販売するヴェーエムエフジャパンコンシューマーズグッズ(株)の売り上げは減少しました。なお、ヴェーエムエフジャパンコンシューマーズグッズ(株)は、昨年10月1日付で他社に「WMF（ヴェーエムエフ）」等の販売事業を譲渡するとともに、社名を(株)エッセンコーポレーションに変更し、その後、新たにドイツのテーブルウェアブランド「Villeroy & Boch（ビレロイ アンド ボッホ）」の販売子会社として活動しています。

セグメント利益については、売上高の減少に加えて売上総利益率も低下したことから、前期比9億6千7百万円減少の13億6百万円となりました。

（服飾雑貨事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比0.8%増加の136億8千3百万円となりました。OEM事業では、国内向けおよび海外向けの売り上げが増加しました。ブランド事業においては、「BIRKENSTOCK（ビルケンシュトック）」等を販売する(株)ベネクシーと、「Kipling（キプリング）」を販売する(株)L & S コーポレーションの売り上げがそれぞれ減少しました。

セグメント利益については、売上高は微増したものの、売上総利益率が低下したことから、前期比1億8百万円減少の6億7百万円となりました。

(家電事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比6.8%減少の56億6千8百万円となりました。OEM事業では、国内向けおよび海外向けの売り上げが減少しました。また、三發電器製造廠有限公司の売り上げは前年実績を下回りました。ブランド事業においては、「Vitantonio（ビタントニオ）」ブランドの調理家電の売上減を主因に、(株)m h エンタープライズの売り上げが減少となりました。

セグメント利益については、売上高は減少したものの、売上総利益率が改善したことから、前期比2千3百万円増加の2億5千8百万円となりました。

セグメント別売上状況

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比
家具・家庭用品事業	23,053百万円	51.6%	△16.0%
服飾雑貨事業	13,683百万円	30.6%	0.8%
家電事業	5,668百万円	12.7%	△6.8%
報告セグメント計	42,406百万円	94.9%	△9.9%
その他	2,286百万円	5.1%	△15.3%
合計	44,692百万円	100.0%	△10.2%

(2) 資金調達の状況

当社グループの主要な資金需要は、たな卸資産の購入のほか、人件費、販売費および一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内関係会社との間でCMS（キャッシュマネジメントサービス）を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に長期借入金も実行しております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一貫として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期マルチカレンシーコミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米

ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができ
ます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は8億7千7百万円で、この主たるものは、情報システム投資、新店舗内装工事および金型投資であります。

(4) 対処すべき課題

【営業面の強化に関わる課題】

当社グループでは事業部制を採用し、現在、家具事業部、家庭用品事業部、服飾雑貨事業部、家電事業部という4つの事業部で組織されています。各事業部は、それぞれOEM事業およびブランド事業から構成され、当社グループ各社についても、ブランド事業として、いずれかの事業部組織の一員となっています。

- ①各事業部の共通の課題としては、ローコストオペレーションによる筋肉質な組織の構築と、OEM事業およびブランド事業の適正な事業構成を目指しています。当社グループ全体から見たOEM事業とブランド事業の構成比率は、現状、ほぼ3対1となっていますが、安定した収益基盤を確保するために、各事業部におけるブランド事業を一層拡大させ、ブランド事業が当社グループの連結売上高に占める割合を4割程度まで引き上げることを通じて、各事業部がそれぞれ年間売上高100億円規模の事業を構築するとともに、安定的な収益力を確立してまいります。
- ②OEM事業の課題としては、企画開発から生産、品質管理、納品までのプロセスに関して、顧客満足度の高い強固なサプライチェーンを構築することを通じて、調達・供給力の強化を図ることとあります。
- ③当社グループは連結売上高の約3割が(株)良品計画に対するOEM取引の売り上げとなっております。当社といたしましては、引き続き当社グループのビジネスモデルを有効に活用できる同社とのOEM取引の拡充に努める一方で、国内外において新たなOEM取引先の開拓を積極的に追求し、具体的な成果を求めていく所存です。
- ④ブランド事業については、本質にこだわった秀逸かつ多様なブランドポートフォリオを構築し、マーケティング力・販売力を強化することで、安定的かつ高い収益力を目指すことを課題としています。
- ⑤当社グループとしては、100年企業を見据えた中長期的課題として、5つ目の事業部の確立を目指しており、ペットビジネスを含めて、新たな事業開発にも積極的に取り組む所存です。

⑥当社グループは輸出入取引に付随し様々な為替相場の変動リスクに晒されています。為替リスクの管理手法として、為替予約による機動的なリスクヘッジ体制を維持するとともに、営業面からの抜本的な対応策として、海外間取引の拡充による外貨建ビジネスを増やし、国内：海外の比率を1：1に近づけることを通じて、経営基盤の安定化を図ります。

【管理面の強化に関わる課題】

- ①当社グループは、将来に亘る継続的かつ安定的な業容拡大のため、人材も重要な資産と捉えております。今後とも、優秀な人材の安定的な確保に努めるとともに、教育・研修制度を充実させて社員教育・研修機会の創出・拡大を図ることで、経営環境の変化にも柔軟に対応できる次世代リーダーの人材育成に積極的に取り組んでまいります。
- ②当社グループでは、グループ全体として、財務管理体制やリスク管理体制を強化していくため、業務基盤システムの高度化に取り組めます。
- ③グローバルに展開する事業部制の運営効率化を管理面から支援するため、本部の管理体制についてもグローバル化に取り組んでおります。
- ④当社は、平成27年6月に監査等委員会設置会社に移行するとともに、複数の社外取締役を選任いたしました。当社といたしましては、監査等委員会設置会社のメリットを活かし、取締役会の監督機能を高めることを通じて、迅速・果断な意思決定ができる「攻めのガバナンス」に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第66期	平成27年度 第67期	平成28年度 第68期	平成29年度 第69期 (当連結会計年度)
売 上 高	44,454百万円	49,415百万円	49,785百万円	44,692百万円
経 常 利 益	1,018百万円	2,423百万円	2,436百万円	1,832百万円
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	580百万円	1,435百万円	1,428百万円	832百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	247.25円	606.23円	598.64円	348.47円
総 資 産	20,721百万円	23,047百万円	23,057百万円	25,823百万円
純 資 産	10,055百万円	11,054百万円	12,807百万円	13,437百万円
1 株 当 た り 純 資 産	4,228.60円	4,610.85円	5,319.98円	5,570.34円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第66期	平成27年度 第67期	平成28年度 第68期	平成29年度 第69期 (当事業年度)
売 上 高	21,051百万円	24,342百万円	24,399百万円	22,166百万円
経 常 利 益	523百万円	634百万円	1,742百万円	1,221百万円
当 期 純 利 益	331百万円	323百万円	1,372百万円	610百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	141.29円	136.39円	575.39円	255.45円
総 資 産	14,125百万円	16,226百万円	16,665百万円	19,648百万円
純 資 産	8,239百万円	8,243百万円	9,838百万円	10,345百万円
1 株 当 た り 純 資 産	3,461.97円	3,434.68円	4,084.31円	4,286.40円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。

(6) **重要な子会社の状況** (平成30年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
(株) ベ ネ ク シ ー	90百万円	100.0%	ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営
(株) ペ ピ カ	100百万円	100.0%	ペットおよびペット関連用品の小売・関連サービス
TRIACE LIMITED (香 港)	HK \$ 15,000千	100.0%	生活関連用品の輸出入
三 發 電 器 製 造 廠 有 限 公 司 (香 港)	HK \$ 25,000千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品・ODM製品・自社製品の輸出
三 發 電 器 製 品 (東 莞) 有 限 公 司 (中 国)	RMB 16,693千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品の製造、家電ODM製品・自社製品の開発・製造

(注)出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) **主要な事業内容** (平成30年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社17社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活関連用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事 業	主 要 な 事 業 内 容
家 具 ・ 家 庭 用 品	リビング家具、ダイニング家具、子供用家具等の企画・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売、テーブルウェアの輸入販売
服 飾 雑 貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売 ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営 ファッションバッグ等の輸入販売
家 電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、ODM製品・自社製品の開発・製造・輸出
そ の 他	ペット関連用品の企画・輸出輸入販売、ペットショップの運営、動物病院の運営 輸送資材・生活雑貨等の企画・販売、業務代行業務、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区	
支	社	東京都台東区	
事	業	所	福岡県大川市

② 子会社

(株)ベネクシー	東京都港区、〔店舗〕 全国65か所
(株)mhエンタープライズ	東京都台東区
(株)L & S コーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 全国9か所
(株)ペピカ	千葉県市川市、〔店舗〕 首都圏7か所、〔動物病院〕 千葉県松戸市
(株)リリーベツト	千葉県市川市、〔動物病院〕 埼玉県さいたま市
(株)エッセンコーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 首都圏2か所
(株)サムコ	東京都台東区
(株)エス・シー・テクノ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍、中国・広州市、大連市、青島市、上海市、深圳市、台湾・台北市、ベトナム・ホーチミン市、インドネシア・ジャカルタ市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三發電器製品(東莞)有限公司	中国・東莞市
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三曄国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市

SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(注) 平成29年10月1日付で、当社の連結子会社であるヴェーエムエフ ジャパン コンシューマーグッズ(株)は、商号を(株)エッセンコーポレーションに変更いたしました。

(9) **従業員の状況** (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
723名	63名 (増)

(注) 上記の従業員のほかに、臨時従業員を年間平均625名雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	56名	5名 (減)	45歳1か月	13年10か月
女性	30名	3名 (増)	36歳4か月	7年 0か月
合計	86名	2名 (減)	42歳1か月	11年 5か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役4名および国内・海外への出向者35名は含んでおりません。

2. 上記の従業員のほかに、契約社員58名を雇用しております。

(10) **主要な借入先および借入額** (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱東京UFJ銀行	3,590百万円
(株)三井住友銀行	1,400百万円
(株)みずほ銀行	610百万円

(注) 平成30年4月1日付で、(株)三菱東京UFJ銀行は、商号を(株)三菱UFJ銀行に変更しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 **8,800,000株**
(2) 発行済株式の総数 普通株式 **2,552,946株** (自己株式162,816株を含む)
(3) 当事業年度末日の株主数 **3,182名**
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三栄コーポレーション取引先持株会	122千株	5.11%
(株)三菱東京UFJ銀行	114千株	4.78%
東銀リース(株)	111千株	4.67%
S M B C 日興証券(株)	75千株	3.16%
水谷裕之	65千株	2.76%
(株)三井住友銀行	63千株	2.64%
三栄グループ従業員持株会	50千株	2.12%
綜通(株)	49千株	2.08%
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	49千株	2.06%
三井住友信託銀行(株)	42千株	1.76%

- (注) 1. 当社は、自己株式を162,816株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式162,816株を除いて算出しております。また、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
4. 平成30年4月1日付で、(株)三菱東京UFJ銀行は、商号を(株)三菱UFJ銀行に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	1名 5個 —	1名 4個 —	1名 4個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,000株	800株	800株
権 利 行 使 期 間	平成17年7月1日から 平成47年6月30日まで	平成18年8月2日から 平成48年8月1日まで	平成19年8月2日から 平成49年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 18個 —	3名 29個 —	3名 18個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株	5,800株	3,600株
権 利 行 使 期 間	平成20年8月2日から 平成50年8月1日まで	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで	平成22年8月3日から 平成52年8月2日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 _ 19個	4名 _ 23個	4名 _ 16個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,800株	4,600株	3,200株
権 利 行 使 期 間	平成23年8月2日から 平成53年8月1日まで	平成24年8月2日から 平成54年8月1日まで	平成25年8月2日から 平成55年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円	1円	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)	(注)	(注)

名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	4名 _ 21個	6名 _ 22個	6名 _ 20個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	4,200株	4,400株	4,000株
権 利 行 使 期 間	平成26年8月4日から 平成56年8月3日まで	平成27年8月4日から 平成57年8月3日まで	平成28年8月2日から 平成58年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円	1円	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)	(注)	(注)

名称	第13回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	8名 21個 3名 6個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	5,400株
権 利 行 使 期 間	平成29年8月2日から 平成59年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	第13回新株予約権
交付人数および新株予約権の数 当社執行役員 当社参与	1名 2個 1名 2個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	800株
権 利 行 使 期 間	平成29年8月2日から 平成59年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

- (注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。
- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、執行役員および参与は従業員退職日の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
 - ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
 - ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役および執行役員、参与との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
2. 平成25年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数は新株予約権1個につき200株となりました。

4. 会社役員に関する事項 (平成30年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 敬 幸	代表取締役社長		
村 瀬 司	常 務 取 締 役	営 業 本 部 長 家 庭 用 品 事 業 部 長	TRIACE LIMITED 董事長
清 水 誠 二	常 務 取 締 役	管 理 本 部 長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー (C C O)	
柴 田 涉	常 務 取 締 役	関 連 事 業 本 部 長	(株)ベネクシー代表取締役社長 (株)L&Sコーポレーション 代表取締役会長
佐 野 雅 彦	取 締 役	営 業 本 部 副 本 部 長 服 飾 雑 貨 事 業 部 長	
田 山 敬 一	取 締 役	経 営 企 画 本 部 長	
水 越 雅 己	取 締 役	営 業 本 部 長 補 佐 家 具 事 業 部 長	
寺 本 将 憲	取 締 役	営 業 本 部 長 補 佐 家 電 事 業 部 長	(株)mhエンタープライズ 代表取締役会長 三發電器製造廠有限公司董事長 三發電器製品(東莞)有限公司 董事長 三栄貿易(深圳)有限公司總經理 三栄貿易(深圳)有限公司 東莞分公司總經理
樋 口 功	取 締 役 (監 査 等 委 員・常 勤)		
今 井 靖 容	取 締 役 (監 査 等 委 員)		日本放送協会関連団体事業 活動審査委員会外部委員 (株)J-オイルミルズ社外取締役
水 上 洋	取 締 役 (監 査 等 委 員)		エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役 (監査等委員) D.A.コンソーシアムホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)樋口功氏は、長年にわたり当社の財務部に在籍し、経理・財務業務に携ってきた経験があります。
3. 取締役(監査等委員)今井靖容氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)水上洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、報告の受領や会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 役員報酬制度

①役員報酬制度の基本方針

- ・当社の経営理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。
- ・透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定します。

②役員報酬の構成

- ・監査等委員でない取締役の報酬については、生活基礎給に該当する基礎報酬に単年度の業績連動分を加味した固定月額報酬(基本報酬)、単年度の業績連動分で構成される役員賞与、および中長期インセンティブとして、役員就任時にその役位に応じて交付される株式報酬型ストックオプションから構成されます。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、業務執行取締役である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性を加減した固定月額報酬を原則とし、監査等委員会の協議の上、決定します。なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等分の株式報酬型ストックオプションを交付します。

③業績連動の仕組み

- ・監査等委員でない取締役に支給する役員賞与については、単年度の連結経常利益の水準および担当職務の業績評価に応じて変動する仕組みとしています。

④中長期インセンティブ

- ・中長期インセンティブとして、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として株式報酬型ストックオプション制度に基づく新株予約権を交付します。
- ・なお、平成30年6月28日開催の第69回定時株主総会に、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに特定譲渡制限付株式報酬制度を導入する議案を付議しました。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
監 査 等 委 員 で な い 取 締 役	9 名	137 百万円
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	3 名 (2 名)	33 百万円 (20 百万円)
合 計	12 名	170 百万円

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない。）と決議いただいております。また、当報酬限度額とは別枠として、監査等委員でない取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2千5百万円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。また、当報酬限度額とは別枠として、監査等委員である取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額1千万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・役員賞与
監査等委員でない取締役 8 名 31 百万円
 - ・ストックオプションによる報酬額
監査等委員でない取締役 8 名 14 百万円
監査等委員である取締役 3 名 4 百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	日本放送協会関連団体事業活動審査委員会外部委員 (株)J-オイルミルズ社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役 (監査等委員) D.A.コンソーシアムホールディングス(株)社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	12回／12回	12回／12回	取締役会において、公認会計士としての専門的知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、経営全般ならびに専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	12回／12回	12回／12回	取締役会において、弁護士としての専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、経営全般ならびに専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(注) 優成監査法人は平成30年7月2日をもって太陽有限責任監査法人と合併し、存続監査法人は太陽有限責任監査法人となります。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの資料の入手および報告の聴取を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、当社の取締役および使用人、子会社の取締役および使用人（以下、「当社グループの従業者」という。）が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定める。その目的を達成するためグループ全体を対象とするコンプライアンス規定を制定、同規定に基づき当社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、その周知徹底と遵守の推進を図る。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進する。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行うこととしている。

当社グループの従業者は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて当社の代表取締役へ報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ的確な対処ができる体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理する。

各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して、顕在化するリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行う。

当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、それに対応する小委員会を設置し、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施する。

リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施する。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置される。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制とする。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度予算に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行する。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う監査等委員でない取締役との役割分担を明確にする。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、監査等委員でない取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図る。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社グループの企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、関連事業本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努める。

⑥ 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については、関係会社管理規則および協議事項規程の定めに基づき、国内子会社は関連事業本部に、海外子会社は管理本部に報告あるいは協議を求める体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規定の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求めることができる。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の内部監査室等の機関の調査および監査の結果により子会社に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査等委員会および担当部門へ報告される体制とする。

子会社は、子会社の決裁区分を定められた協議事項規程に基づき、一定以上の重要な経営事項の決定については、事前に当社の承認を得る体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規定の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる体制とする。

⑧ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の職制規定に基づき、関連事業本部が国内子会社、管理本部が海外子会社の経営管理全般を統括することを通じて、子会社の業務執行を管理・監督するとともに、適宜必要な助言指導を行う体制を確保する。

また、各子会社の経営には、その自主性を尊重しつつも、当社が定めた関係会社管理規則や協議事項規程等の意思決定ルールの遵守を通じて、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制とする。

⑨ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、監査等委員の求めに応じて、これら使用人に監査等委員の職務を補助させる。

⑩ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑪ 監査等委員会による補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の職務を行う際は、内部監査規定に従い、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとする。

⑫ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、コンプライアンス規定に基づき、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

⑬ 子会社の取締役および使用人その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規定に基づき、子会社の取締役および使用人その他これらの者から以下に掲げる事項に関する報告を受けた者は、職制を通じて、国内子会社は関連事業本部経由、海外子会社は管理本部経由で監査等委員会に報告する体制とする。

また、職制を通じた報告が難しい場合には、コンプライアンスヘルプラインを用いて当社の代表取締役等に報告することができる体制とする。

- ア. 当社および当社グループに関する重要な事項
- イ. 当社および当社グループに損害を及ぼす恐れのある事項
- ウ. 法令・定款等の違反事項
- エ. 経営状況として重要な事項
- オ. 内部監査の結果
- カ. 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑭ 当社グループの従業員その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規定において、当社グループの従業員に前項に掲げた事項に係る報告をすること（通報）を義務付けすると共に、報告したこと（通報）を理由として不利な取扱いを行わないことを明確に定める体制とする。

⑮ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、自己の職務執行に係る費用の前払い等の請求を求めたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用あるいは債務が当該監査等委員の職務の執行に必要と認められるものについては、速やかに処理するものとする。

当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等を支弁するために必要な予算を毎年設けるものとする。

⑯ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役が監査等委員と可能なかぎり会合を持つことで経営情報の共有化を深めるとともに、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る体制とする。

監査等委員は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に説明を求めることができる。

監査等委員会と内部監査室および会計監査人は、相互緊密に連携を保ち、定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査体制を確保する体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① 内部統制委員会を毎月開催して、当社および当社グループにおける内部統制の整備および運用状況をモニタリングするとともに、内部監査等で指摘された課題の是正状況について進捗管理を行いました。
- ② 内部統制の重要性を再認識する機会として、例年通り、全社員に対して、内部統制研修を実施しました。
- ③ 当社では、定期的にeラーニングによるコンプライアンス研修を実施することを通じて、全社員のコンプライアンス意識の定着や高揚を図っています。
- ④ 当社では、景品表示法や下請法など、当社の業務に関連性の強い法律ごとに、コンプライアンスプログラムを策定し、定められた年間スケジュールに沿って様々な施策を実施することで、当該法律の理解度を高めるとともに、より確実に遵守するための態勢としています。
- ⑤ 当社製品による人的被害・重大事故発生に係る社内の報告体制を見直し、損失金額に拘わらず、当該事故等の発生が当日中に経営陣に伝わる仕組みを運用しています。
- ⑥ 当社グループの総合力を高めるため、国内外グループ各社全体で一つのデータベースを利用する次世代基幹システムの導入を決定し、2年以内の全面稼働を目指しています。
- ⑦ 当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力による事業活動への関与や、反社会的勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するための基本方針を策定しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。株主の皆様に対する配当につきましては、各会計年度の業績に応じて実施することを基本としつつ、企業体質の強化、将来の事業展開や新商品開発を積極的に推進するための内部留保の充実と安定的配当も念頭に入れた上で、総合的に判断し決定することとしており、現状は、30%程度の配当性向を目処としております。

② 配当決定に関する基本方針

当社グループは、平成25年3月期より、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会の決議により定款が変更され、中間配当は元より、期末配当についても取締役会に授権されております。

上記基本方針の下、平成30年3月期の期末配当につきましては、1株当たり100円とすることを、平成30年5月11日開催の取締役会で決議いたしました。この結果、平成30年3月期の年間配当は、中間配当1株当たり60円と併せて、前期と同額となる1株当たり160円となりました。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(18,443,394)	流動負債	(10,075,598)
現金及び預金	4,630,595	支払手形及び買掛金	2,267,447
受取手形及び売掛金	6,615,544	短期借入金	4,600,000
有価証券	11,304	繰上債	8,861
商品及び製品	6,013,923	未払金	1,474,239
仕掛品	51,769	未払費用	370,470
原材料及び貯蔵品	143,906	未払法人税等	387,529
繰延税金資産	166,075	未払消費税等	114,108
その他の流動資産	811,506	賞与引当金	402,593
貸倒引当金	△1,231	役員賞与引当金	35,895
固定資産	(7,379,769)	繰延税金負債	3,016
有形固定資産	(2,330,793)	その他の流動負債	411,436
建物及び構築物	1,251,516	固定負債	(2,310,008)
機械装置及び運搬具	130,203	長期借入金	1,200,000
工具・器具及び備品	223,641	繰上債	2,877
土地	665,828	繰延税金負債	759,891
リース資産	11,078	再評価に係る繰延税金負債	70,058
建設仮勘定	48,524	退職給付に係る負債	159,956
無形固定資産	(815,151)	役員退職慰労引当金	41,512
投資その他の資産	(4,233,825)	その他の固定負債	75,712
投資有価証券	3,502,727	負債合計	12,385,606
破産更生債権等	969	〔純資産の部〕	
繰延税金資産	49,705	株主資本	(11,367,944)
その他の投資	727,704	資本剰余金	1,000,914
貸倒引当金	△47,281	資本剰余金	661,332
資産合計	25,823,163	利益剰余金	9,919,989
		自己株式	△214,292
		その他の包括利益累計額	(1,945,883)
		その他有価証券評価差額金	1,782,994
		繰延ヘッジ損益	△10,688
		土地再評価差額金	158,741
		為替換算調整勘定	14,835
		新株予約権	(100,537)
		非支配株主持分	(23,192)
		純資産合計	13,437,557
		負債純資産合計	25,823,163

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		44,692,792
売上原価		31,809,115
売上総利益		12,883,676
販売費及び一般管理費		11,199,880
営業利益		1,683,796
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	61,438	
為替差益	89,045	
デリバティブ評価益	5,908	
その他の	26,492	182,884
営業外費用		
支払利息	31,328	
その他の	2,818	34,146
経常利益		1,832,534
特別利益		
固定資産売却益	199	
投資有価証券売却益	5,208	5,408
特別損失		
固定資産除却損	16,086	
投資有価証券売却損	666	
減損損失	149,276	
その他の	5,384	171,414
税金等調整前当期純利益		1,666,527
法人税、住民税及び事業税	805,365	
法人税等調整額	25,015	830,380
当期純利益		836,147
非支配株主に帰属する当期純利益		3,338
親会社株主に帰属する当期純利益		832,809

連結株主資本等変動計算書
(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日 残高	1,000,914	656,774	9,514,307	△217,574	10,954,421
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△382,154		△382,154
親会社株主に帰属する 当期純利益			832,809		832,809
自 己 株 式 の 取 得				△399	△399
自 己 株 式 の 処 分		4,557		3,682	8,239
土地再評価差額金取崩額			△44,973		△44,973
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	4,557	405,681	3,282	413,522
平成30年3月31日 残高	1,000,914	661,332	9,919,989	△214,292	11,367,944

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成29年4月1日 残高	1,210,904	373,160	113,767	48,839	1,746,672	87,010	19,854	12,807,958
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△382,154
親会社株主に帰属する 当期純利益								832,809
自 己 株 式 の 取 得								△399
自 己 株 式 の 処 分								8,239
土地再評価差額金取崩額								△44,973
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	572,090	△383,849	44,973	△34,003	199,210	13,526	3,338	216,076
連結会計年度中の変動額合計	572,090	△383,849	44,973	△34,003	199,210	13,526	3,338	629,598
平成30年3月31日 残高	1,782,994	△10,688	158,741	14,835	1,945,883	100,537	23,192	13,437,557

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(12,559,930)	流動負債	(7,214,421)
現金及び預金	616,573	支払手形	6,651
受取手形	5,724	買掛金	1,013,768
売掛金	4,423,834	短期借入金	4,676,609
有価証券	11,304	未払金	8,861
商品	1,400,498	未払法人税等	727,049
短期貸付	589,370	賞与引当金	310,124
前払費用	6,765,415	役員賞与引当金	164,700
デリバティブ債権	92,098	その他の流動負債	31,610
繰延税金資産	21,101	固定負債	(2,088,987)
その他の流動資産	103,909	長期借入金	1,200,000
貸倒引当金	7,614	繰延税金負債	2,877
固定資産	(7,089,068)	再評価に係る繰延税金負債	734,114
有形固定資産	(1,288,355)	退職給付引当金	70,058
建物	814,556	その他の固定負債	77,636
構築物	14,354	負債合計	9,303,408
機械及び装置	1,005		
車両及び運搬具	9,385	〔純資産の部〕	
工具・器具及び備品	22,396	株主資本	(8,356,174)
土地	415,579	資本剰余金	(1,000,914)
リース資産	11,078	資本準備金	(661,332)
無形固定資産	(749,458)	その他の資本剰余金	645,678
借地権	188,282	利益剰余金	15,653
電話加入権	1,529	利益準備金	(6,908,219)
ソフトウェア	559,646	その他の利益剰余金	217,110
投資その他の資産	(5,051,244)	別途積立金	6,691,109
投資有価証券	3,502,727	繰越利益剰余金	1,900,000
関係会社株資	1,414,456	自己株式	(△214,292)
長期貸付	29,960	評価・換算差額等	(1,888,878)
保証金	15,533	その他有価証券評価差額金	1,782,994
破産更生債権等	5,901	繰延ヘッジ損益	△52,857
長期未収入金	844	土地再評価差額金	158,741
その他の投資資金	32,626	新株予約権	(100,537)
貸倒引当金	93,368	純資産合計	10,345,590
	△44,165	負債純資産合計	19,648,999
資産合計	19,648,999		

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,166,026
売上原価		18,334,494
売上総利益		3,831,531
販売費及び一般管理費		3,392,650
営業利益		438,880
営業外収益		
受取利息	44,265	
受取配当金	679,194	
為替差益	85,199	
その他の営業外収益	7,562	816,221
営業外費用		
支払利息	33,554	
その他の営業外費用	35	33,590
経常利益		1,221,511
特別利益		
投資有価証券売却益	2,383	2,383
特別損失		
固定資産除却損失	3	
減損損失	126,276	
投資有価証券売却損失	666	126,945
税引前当期純利益		1,096,949
法人税、住民税及び事業税	474,429	
法人税等調整額	12,005	486,435
当期純利益		610,513

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成29年4月1日 残高	1,000,914	645,678	11,095	656,774	217,110	1,900,000	4,607,722	6,724,832	△217,574	8,164,947
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△382,154	△382,154		△382,154
当 期 純 利 益							610,513	610,513		610,513
自己株式の取得									△399	△399
自己株式の処分			4,557	4,557					3,682	8,239
土地再評価差額 金 取 崩 額							△44,973	△44,973		△44,973
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	4,557	4,557	－	－	183,386	183,386	3,282	191,227
平成30年3月31日 残高	1,000,914	645,678	15,653	661,332	217,110	1,900,000	4,791,109	6,908,219	△214,292	8,356,174

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成29年4月1日 残高	1,208,941	263,361	113,767	1,586,070	87,010	9,838,028
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△382,154
当 期 純 利 益						610,513
自己株式の取得						△399
自己株式の処分						8,239
土地再評価差額 金 取 崩 額						△44,973
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	574,053	△316,218	44,973	302,808	13,526	316,335
事業年度中の変動額合計	574,053	△316,218	44,973	302,808	13,526	507,562
平成30年3月31日 残高	1,782,994	△52,857	158,741	1,888,878	100,537	10,345,590

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 三栄コーポレーション

取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鶴 見 寛 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石上 卓哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室及びその他内部統制所管部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、重要な決裁書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社三栄コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 樋 口 功 ㊞

監 査 等 委 員 今 井 靖 容 ㊞

監 査 等 委 員 水 上 洋 ㊞

(注) 監査等委員今井靖容及び水上洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1)コーポレートガバナンスを一層充実させるため、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、取締役への権限委譲により迅速な意思決定を行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めを新設するものであります。

(2)条項の新設による条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更案の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) 第28条	第1条 (現行どおり) 第28条 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第29条 (条文省略) 第39条	第30条 (現行どおり) 第40条

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（8名）が任期満了により退任となります。改めて、監査等委員でない取締役8名の選任をお諮りするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の内容に異議がない旨のご意見をいただいております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	こばやし のり ゆき 小林 敬 幸 (昭和31年8月23日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 平成20年4月 当社営業本部長 平成21年1月 当社常務取締役 平成22年1月 当社専務取締役 平成23年1月 当社代表取締役社長(現)	19,210株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 小林敬幸氏は、入社以来、海外営業を中心に営業部門に従事し、その豊富な業務経験を基に卓抜した実績を挙げ、平成23年に代表取締役社長に就任以降、平成27年度には、当社グループ歴代第2位の連結売上高と同第1位の連結経常利益を実現するなど、優れた経営手腕を有しております。また、攻めのガバナンス態勢の構築にも指導力を発揮するなど、優れたバランス感覚と当社の経営陣に相応しい人格・識見を兼ね備えております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株数の 株式数
2	むら せ つかさ 村 瀬 司 (昭和33年7月15日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成23年 6 月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 平成23年12月 ヴェーエムエフ ジャパン コンシューマーグッズ(株)(現(株)エッセンコーポレーション)代表取締役会長 平成24年 4 月 当社家庭用品事業部長(現) 平成24年 6 月 当社取締役 平成25年 4 月 当社常務取締役(現) 平成25年 6 月 当社営業本部長(現) 平成27年 4 月 TRIACE LIMITED 董事長(現)	33,435株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 村瀬司氏は、入社以来、長年に亘って当社グループのコア事業のひとつである家庭用品事業に従事し、海外拠点における豊富な業務経験、中でも欧米マーケットに係る高い専門的な知見を有しております。平成25年に営業本部長就任以降は、海外営業および国内ブランド事業の推進により、営業部門全体の底上げに尽力するなど、優れた経営執行能力を発揮しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		
3	しみず せい じ 清 水 誠 二 (昭和30年10月6日生)	昭和53年 4 月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 平成16年 4 月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 市場事務部長 平成19年 6 月 当社入社 当社管理本部長(現) 当社執行役員 平成20年 6 月 当社取締役 当社CCO(現) 平成23年 3 月 三栄興産(株)代表取締役社長 平成25年 6 月 当社常務取締役(現)	16,500株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 清水誠二氏は、入社以来、当社および当社グループの管理部門を統括する管理本部長として、コンプライアンス経営の推進、内部統制体制の構築、維持向上、さらには、攻めのガバナンス態勢の構築と実践的な運用に向けて、真摯かつ精力的に取り組んできております。誠実で慎重な人柄に加えて進取の精神も兼ね備えております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当株式の数
4	しば た わたる 柴 田 渉 (昭和35年9月25日生)	昭和60年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 三栄洋行有限公司董事長 平成19年 6 月 当社執行役員 平成20年 4 月 当社営業本部副本部長 TRIACE LIMITED 董事長 平成20年 6 月 当社取締役 平成23年 4 月 当社経営企画室副室長 平成24年 2 月 (株)ビルケンシュトックジャパン(現(株)ベネクシー)代表取締役社長(現) 平成29年 6 月 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長(現) 当社常務取締役(現) 当社関連事業本部長(現)	15,000株
		〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 柴田渉氏は、入社以来、国内外で営業部門に従事し、当社グループの二大事業であるOEM事業に加えてブランド事業においても豊富な営業経験と高い専門的知識を有しております。また、平成20年の取締役就任に相前後して、国内外の最重要関係会社の社長を歴任し、その業容拡大に尽力するなど、優れたマネジメント能力も兼ね備えております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。	
5	さ の まさ ひこ 佐 野 雅 彦 (昭和37年9月25日生)	昭和61年 4 月 当社入社 平成22年 4 月 当社服飾雑貨事業部長(現) 平成22年 6 月 当社執行役員 平成23年 4 月 当社営業本部長補佐 平成23年 6 月 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長 平成24年10月 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長 平成27年 6 月 当社取締役(現) 平成28年 7 月 当社営業本部副本部長(現)	10,400株
		〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 佐野雅彦氏は、入社以来、当社のコア事業の一つである服飾雑貨事業に従事し、同事業に係る高い専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、現在は、服飾雑貨事業部長として、同事業の拡大発展に尽力してきております。また、数多くの海外拠点経営にも携わり、マネジメント経験も十分に積み上げてきております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株数
6	た やま けい いち 田 山 敬 一 (昭和35年2月7日生)	昭和57年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)ロンドン支店副支店長 平成21年6月 ポーランド三菱東京UFJ銀行(現MUFG Bank (Europe) N.V.S.A.,ポーランド支店)ジェネラルマネージャー兼副頭取 平成24年7月 当社入社 当社社長室副室長 平成25年1月 当社関連事業本部長補佐 平成25年4月 当社社長室長 平成25年6月 当社執行役員 平成27年3月 三栄貿易(深圳)有限公司董事長 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長 平成27年4月 当社関連事業本部長 平成27年6月 当社取締役(現) 平成29年6月 当社経営企画本部長(現)	9,000株
〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 田山敬一氏は、入社以来、社長室長、関連事業本部長、経営企画本部長を歴任し、中期経営計画や新人事制度の企画立案、あるいは、関係子会社の経営管理や、機関投資家や個人投資家向けを中心に積極的なIR活動を主導するなど、前職における豊富な国際経験やマネジメント経験も活かしながら、広範に亘る職責を積極的に担ってきております。また、平成27年には取締役就任し、優れた経営手腕を発揮してきております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株 式 数
7	みず こし まさ き 水 越 雅 己 (昭和32年4月18日生)	昭和56年4月 住友商事(株)入社 平成12年6月 住商オットー(株)(現オットージャパン(株)) 取締役 平成16年6月 (株)オリエンタルダイヤモンド代表取 締役社長 平成16年10月 (株)トレセンテ代表取締役社長 平成20年12月 住商ネットスーパー(株)取締役 平成26年5月 当社入社 平成27年1月 当社営業本部長補佐(現) 当社家具事業部長(現) 平成28年6月 当社執行役員 平成29年6月 当社取締役(現)	4,900株
	[監査等委員でない取締役候補者とした理由] 水越雅己氏は、入社以来、ほぼ一貫して家具事業に従事しております。前職における豊富なマネジメント経験を背景に、平成27年には家具事業部長に就任し、当社のコア事業の一つである家具事業の更なる発展に尽力してきております。平成29年には当社取締役に就任し、経営全般に係る豊富な識見に加えて誠実な人柄も兼ね備えており、取締役としての職務と責任を適切に遂行しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
8	寺本将憲 (昭和40年4月15日生)	平成元年4月 当社入社 平成23年7月 三發電器製品(東莞)有限公司総経理 平成23年9月 三栄貿易(深圳)有限公司東莞分公司 総経理(現) 平成27年4月 三栄洋行有限公司董事長 平成27年5月 三栄貿易(深圳)有限公司総経理(現) 平成28年6月 当社執行役員 平成29年4月 当社営業本部長補佐(現) 当社家電事業部長(現) 三發電器製造廠有限公司董事長(現) 三發電器製品(東莞)有限公司董事長(現) 平成29年6月 当社取締役(現) 平成30年3月 (株)mhエンタープライズ代表取締役会長(現)	2,700株
〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 寺本将憲氏は、入社以来、当社の在中国家電製品製造現法において20有余年に亘る勤務経験を積むなど、一貫して家電事業に従事しています。長年培ってきた家電事業の高い専門知識に加えて、経営者としての優れたバランス感覚と誠実な人柄も兼ね備えております。平成29年には家電事業部長に就任し、以降、家電事業全体をけん引する重責を担ってきております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

取締役選任に関する基本方針

- ・当社は、監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とします。
- ・監査等委員でない取締役については、会社経営や当社の事業に精通し、業務執行取締役として、当社に貢献でき、かつ、人格・識見に優れている人物とします。
- ・監査等委員である取締役については、経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、会社の企業活動に助言を行なうことができる人物とします。
- ・社外取締役については、法律・財務・会計・会社経営などの専門的知識や経験があり、高い人格・識見を有する人物から2名以上選ぶこととします。
- ・社外取締役を選ぶにあたっては、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所の定める独立性の基準に反しない人物の中から、当社に相応しい人物を選ぶこととします。
- ・取締役会の構成としては、経営企画、営業部門、管理部門など、当社の事業運営に関わる専門的な識見・能力を有する取締役と、2名以上の社外取締役により取締役会を構成することを基本とします。
- ・また、多様性を重視した取締役の選任を実現するため、外国人や男女による差別は行いません。
- ・なお、透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて、定時株主総会に上程する取締役候補者を取締役会決議により決定します。

第3号議案 監査等委員でない取締役に対する特定譲渡制限付株式交付のための報酬決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とすること、また、当該金銭報酬とは別枠として、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において、年額2千5百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、取締役の報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員でない取締役(以下、本議案において「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権に代えて、新たに特定譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入し、対象取締役に対して、特定譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、監査等委員会から、本議案の内容に異議がない旨のご意見をいただいております。

また、本制度の導入にともない、すでに付与済みのものを除き、上記の株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後、監査等委員でない取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

対象取締役に対して特定譲渡制限付株式の交付のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、上記の金銭報酬とは別枠として、年額2千5百万円以内として設定したいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の監査等委員でない取締役は8名ありますが、第2号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き8名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される報酬としての金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、年額2千5百万円の範囲内で対象取締役に対して交付する金銭報酬債権の総額を定め、これを当社取締役会における特定譲渡制限付株式の交付決議日の前営業日における東京証券取引所のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)で除して得られた株式数(整数未満の端数は切り捨て)を上限とします。

なお、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む特定譲渡制限付株式交付契約(以下「本交付契約」という。)を締結するものといたします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本交付契約により交付を受けた日からあらかじめ定められた一定期間(30年間)(以下「譲渡制限期間」という。)、本交付契約により交付を受けた当社の普通株式(以下「本交付株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができないものとします(以下「譲渡制限」という。)

(2)譲渡制限の解除

当社は、本交付株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役を退任する(ただし、退任と同時に取締役に就任または再任する場合を除く。)場合には当該退任時点をもって、譲渡制限を解除します。

(3)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本交付契約により交付を受けた日の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該承認がなされた日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本交付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本交付株式を当然に無償で取得します。

(4)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本交付契約における意思表示および通知の方法、本交付契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本交付契約の内容とします。

なお、当社の役員報酬制度は、本招集ご通知の21頁～22頁に掲載しております。

【ご参考】

本制度においては、対象取締役のほか、当社の執行役員と参与に対しても、対象取締役に対するものと同様の特定譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式交付のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において、年額4千万円以内とすること、また、当該金銭報酬とは別枠として、平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額1千万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、取締役の報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役(以下、本議案において「対象取締役」という。)に、取締役としての責務に鑑み、また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権に代えて、新たに特定譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入し、対象取締役に対して、特定譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、本制度の導入にともない、すでに付与済みのものを除き、上記の株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後、監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

対象取締役に対して特定譲渡制限付株式の交付のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、上記の金銭報酬とは別枠として、年額1千万円以内として設定したいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

現在の監査等委員である取締役は3名であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される報酬としての金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、年額1千万円の範囲内で対象取締役に対して交付する金銭報酬債権の総額を定め、これを当社取締役会における特定譲渡制限付株式の交付決議日の前営業日における東京証券取引所のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)で除して得られた株式数(整数未満の端数は切り捨て)を上限とします。

なお、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当

社と対象取締役との間で、以下の内容を含む特定譲渡制限付株式交付契約(以下「本交付契約」という。)を締結するものといたします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本交付契約により交付を受けた日からあらかじめ定められた一定期間(30年間)(以下「譲渡制限期間」という。)、本交付契約により交付を受けた当社の普通株式(以下「本交付株式」という。))について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができないものとします(以下「譲渡制限」という。))。

(2)譲渡制限の解除

当社は、本交付株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役を退任する(ただし、退任と同時に取締役に就任または再任する場合を除く。)場合には当該退任時点をもって、譲渡制限を解除します。

(3)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本交付契約により交付を受けた日の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該承認がなされた日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本交付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本交付株式を当然に無償で取得します。

(4)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本交付契約における意思表示および通知の方法、本交付契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本交付契約の内容とします。

なお、当社の役員報酬制度は、本招集ご通知の21頁～22頁に掲載しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株式会社三栄コーポレーション
第69回 定時株主総会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- J R 総武線両国駅東口・西口より徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線両国駅A1出口直結